

国民健康保険税率が決定

令和8年度の保険税率を県が示す標準保険税率と同水準とするため、3月議会に提案し可決されました。地方税法の改正により、今年度から新たに「子ども・子育て支援納付金分」が課税されます。新たな課税区分の創設などにより、1人当たりの平均課税額は、約4・8%の増となります。

〈表1〉令和7・8年度の保険税率

区分		R7年度	R8年度
基礎課税分(医療分)	所得割	7.3%	7.4%
	均等割	32,000円	32,000円
	平等割	20,000円	20,000円
後期高齢者支援金分	所得割	3.0%	3.1%
	均等割	13,000円	13,000円
	平等割	8,000円	8,000円
介護納付金分	所得割	2.6%	2.7%
	均等割	14,000円	14,000円
	平等割	7,000円	7,000円
子ども・子育て支援納付金分	所得割	-	0.3%
	均等割	-	1,300円(※)
	18歳以上均等割	-	100円
	平等割	-	800円
1人あたりの平均課税額		107,805円	113,000円

※高校生世代以下の方は全額軽減されます
 所得割：世帯の所得金額に応じて算定する割合
 均等割：国保加入者1人あたりの金額
 18歳以上均等割：18歳以上国保加入者1人あたりの金額
 平等割：1世帯あたりの金額

後期高齢者医療 後期高齢者医療制度の保険料率が決定

後期高齢者医療保険料を決める基準である保険料率(均等割額と所得割率)を表2のとおり決定しました。個人ごとの保険料額にかかる決定通知書は7月中旬に郵送します。今年度から「子ども・子育て支援金制度」の創設により、後期高齢者医療制度においても従来の医療分に加え、新たに「子ども・子育て支援納付金」(上記参照)が保険料に加わります。

「子ども・子育て支援納付金」は、令和8年度から10年度にかけて1年ごとに見直されます。

問(市)保険年金課
 兵庫県後期高齢者医療広域連合(コールセンター)
 ☎078-3326-2021



〈表2〉保険料率

医療分	均等割額		所得割率	賦課限度額
	令和8・9年度	58,427円	10.77%	85万円
(参考)令和6・7年度	52,791円	11.24%	80万円	
子ども分※1	令和8年度	1,351円	0.24%	2.1万円

保険料の計算方法

医療分	均等割額	所得割額	=	保険料額(年額)
子ども分※1	58,427円	(総所得金額等※2 - 43万円) × 所得割率10.77%		
	1,351円	(総所得金額等※2 - 43万円) × 所得割率0.24%		(上限2.1万円)

※1 「子ども・子育て支援納付金分」を「子ども分」と表記しています。
 ※2 総所得金額等…収入額から控除額(公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費)を引いた金額

教育 令和8年度「三木市教育の基本方針」を策定

教育的課題が多様化・複雑化している今日では、学校・家庭・地域が課題を共有し、ともにその解決に向けて取り組む「全員参加の教育」を進める必要があります。そして、社会の変化に対応しながら豊かな人生を送っていくためには、生涯にわたって学び続けることが大切です。令和8年度「三木市教育の基本方針」は、「夢を育み未来を創る三木の教育」を基本理念に、未来を生き抜く力の育成や、市民の生涯にわたる学びの実現をめざした今年度の取組内容などをまとめています。詳細は、市ホームページまたは市教育委員会担当課および市民活動センター、各市立公民館、総合隣保館にある冊子をご覧ください。



問(市)学校教育課
 ▲ホームページ

税 所得税などの振替納付日のお知らせ

令和7年分の所得税などの振替日は次のとおりです。

- ・所得税・復興特別所得税 4月23日(木)
- ・消費税・地方消費税 4月30日(木)

●引き落としできなかった場合

振替日に預貯金口座から引き落としができなかった場合は、次の方法により納付をお願いします。なお、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。

▼納付方法 e・Taxによる口座振替、インターネットバンキング、クレジットカード、スマホアプリ、コンビニ納付
 納付手続について、詳しくは国税庁ホームページで確認してください。

問三木税務署 ☎82-0501
 ▲納税に関する総合案内
 ▲延滞税の計算方法はこちら

国民年金 国民年金保険料の学生納付特例制度

20歳以上の方は、国民年金に加入し国民年金保険料を納付することが義務となっています。学生の方で前年の所得が基準(128万円)以下の方は国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が利用できます。

●制度のポイント
 ・制度を利用した期間は、年金を受給するために必要な資格期間に含まれます。
 ・10年以内であれば、制度を利用した期間の保険料をさかのぼって納付(追納)することができます。追納をすると将来受取る年金額を増やすことができます。

▼対象 大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上である課程)に在学する学生。

▼申請期間 4月からの1年間。また、申請時点の2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

▼必要なもの 年金手帳または基礎年金番号通知書、学生証(写し可)または在学証明書(原本)、マイナンバーカードなどの身分証明書

▼その他
 ・手続きは毎年必要です。一度承認を受けた方も手続きしてください(前年度と同じ学校に在学し、はがき様式の学生納付特例申請書を提出の方は手続き不要)。

・マイナンバーカードを利用してスマートフォンから免除の手続きをすることもできます。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。
 問・申請(市)保険年金課 (市)吉川支所市民生活課

〈納付・学生納付特例・未納の違い〉

項目	納付	学生納付特例	未納
老齢基礎年金(受給資格期間への算入)	○	○	×
老齢基礎年金(年金額への反映)	○	追納すると○	×
障害基礎年金 遺族基礎年金(受給資格期間への算入)	○	○	×